

○入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（案）

（目的）

第 1 条 この条例は、入間市環境基本条例（平成 10 年条例第 31 号）で規定する基本理念と太陽光発電事業との調和を図るための必要事項を定め、乱開発を抑制し、災害を防止する観点から、設備の適正な整備及び維持管理を行うことにより、もって市内の貴重な森林、農地等良好な自然環境及び住民が安心して生活できる生活環境の保全並びに潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「法」という。）に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とする設備（建築物の屋根又は屋上に設置する設備を除く。）をいう。

(2) 太陽光発電設備設置事業 太陽光発電設備を設置し、発電を行う事業（事業に伴う木竹の伐採、切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。以下「事業」という。）をいう。

(3) 事業者 前号の事業を行う者をいう。

(4) 事業区域 事業の用に供する土地の区域をいう。なお、同一の事業者（その実態等から同一事業者とみなすことができる場合（事業者が個人の場合にあつては、親族の関係にある者である場合、事業者が法人又は団体の場合にあつては、代表者が同一である者又は構成する役員半数以上が同一である者である場合）を含むが、次に掲げるいずれかに該当する土地において、同時に、引き続いて、又は期間を空けて、事業を行う場合はこれら土地の全てを事業区域とみなす。

ア 道路等で分断された土地

イ 隣接した土地

ウ 近接した土地

(5) 土地所有者等 事業区域内に存する土地の所有者、占有者又は管理者をいう。

(6) 地域住民等 事業区域の境界から 50 メートル以内の区域の土地、建築物の所有者、占有者又は管理者及び事業区域を含む自治会をいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害の発生を防止するとともに、良好な環境及び景観の保全に十分配慮するものとし、地域住民等の意見を聴き、その意見を尊重

するよう努めなければならない。

2 事業者は、事業の実施に係る事故が発生したとき又は苦情若しくは紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

3 事業者は、太陽光発電設備の維持管理に要する費用及び撤去するために必要な費用を確保しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、第1条の目的を達成するため、市の施策及びこの条例に定める手続きの実施に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、第1条の目的を達成するため、当該土地を適正に管理しなければならない。

(事前協議)

第7条 事業者は、事業を行おうとするときは、当該発電設備の規模に関わらず、市の関係部局及び関係行政機関と、関係法令に関して事前に協議を行い、必要な手続等を行うものとする。

(抑制区域)

第8条 市長は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害の発生を防止するとともに、良好な環境及び景観の保全のため、太陽光発電設備の設置について特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として規則で指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、抑制区域を変更することができる。

(適用を受ける事業)

第9条 発電出力が10キロワット以上の太陽光発電設備を土地に自立して設置する事業(既存の同設備を増設することにより、発電出力10キロワット以上となる事業を含む。)に適用する。ただし、太陽光を再生可能エネルギー源とする事業で、建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する建築物の屋根又は屋上で行う事業については、この限りでない。

(同意)

第10条 事業者は、事業を行おうとするときは、市長の同意を得るものとする。

2 同意の基準については、別に規則で定めるものとする。

3 市長は、この条例の目的を達成するため、規則で定めるところにより、必要な意見を付すことができる。

4 前三項の規定は、事業の変更について準用する。

(地域住民等への説明)

第11条 事業者は、事業を行おうとするときは、次条の規定により届出の前に、地域住民等に対し、当該事業に関する説明会を実施しなければならない。

2 事業者は、地域住民等から意見及び要望が出された場合は、協議を行い、適切に対応しなければならない。

3 事業者は、説明会実施後、実施内容等について、規則で定めるところにより、市長に報

告しなければならない。

(届出)

第12条 事業者は、事業を行おうとするときは、当該設置工事に着手する日の60日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 前項の届出を行った事業者は、届け出た計画内容に変更が生じたときは、変更する日の30日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 第1項の届出を行った事業者は、届出対象発電設備を譲渡し、又は承継したときは、譲渡又は承継をした日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

4 事業者は、太陽光発電設備の設置工事が完了したときは、完了日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

5 事業者は、当該施設の運転を開始しようとするときは、運転開始の30日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

6 事業者は、事業を廃止したときは、廃止後30日以内に、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

7 事業者は、撤去及び処分が完了したときは、撤去後30日以内に、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第13条 事業者は、事業に際しては、規則で定める事項を遵守しなければならない。

(適正な管理)

第14条 事業者は、事業を実施している間、発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令(令和3年経済産業省令第29号)、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)、及びその他関係法令等に基づき、太陽光発電設備を適正に管理しなければならない。

2 事業者は、事業を開始したときは、適切に管理を行うとともに、稼働状況及び使用済み設備の撤去、処分費用の積立状況について、毎年4月末日までに市長に報告しなければならない。

3 事業者は、落雷、洪水、台風、積雪、地震その他の自然災害、火災等の人為的災害その他非常事態が発生した場合であって、土砂流出等事業地周辺への被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、直ちに必要な処置及び対策を講ずるとともに、市長に報告しなければならない。

4 前三項に規定する場合のほか、周辺住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるときは、市長は太陽光発電設備の維持管理状況について、事業者に対し適宜報告を求めることができる。

(事業の廃止等)

第15条 事業者は、事業を廃止したときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104

号)、環境省が示す太陽光発電施設のリサイクル等の推進に向けたガイドライン、及びその他関係法令等に基づき、速やかに当該設備を撤去し、適正に処分しなければならない。

2 市長は、前項の適正処分が完了したのち、事業地の跡地利用の有効活用を推進することを求めることができる。

(報告及び立入調査)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に事業区域に係る土地に立ち入り、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする市の職員は、規則で定めるところにより、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(指導、助言又は勧告)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう、規則で定めるところにより、指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう、規則で定めるところにより、勧告することができる。

(1) 第12条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第13条から第15条までに規定する適正な管理等を怠った者

(3) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由がなく従わなかった者

3 前二項により、指導、助言又は勧告を受けた事業者は、是正が完了したときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない、

(公表)

第18条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所(法人の場合は、主たる事業所の所在地、名称又は代表者の氏名)並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ当該事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(国及び県への報告)

第19条 市長は前条の公表後、公表内容及び公表の事実を国及び県へ報告することができる。

(事業者が所在不明等となった場合における特例)

第20条 事業者が所在不明となった場合又はその組織を解散した場合は、当該土地所有者が事業者と異なる者である場合に限り、土地所有者を当該太陽光発電設備の所有者とみなして、第15条から前条までの規定を適用する。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に太陽光発電設備設置工事に着手している者に対するこの条例の適用については、第12条第1項中「当該設置工事に着手する日の60日前まで」とあるのは、「速やかに」とする。ただし、第10条の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から60日を経過する日までの間に太陽光発電設備設置工事に着手しようとする者に対するこの条例の適用については、第12条第1項中「当該事業に着手する日の60日前まで」とあるのは、「速やかに」とする。